

飯田都市計画

(飯田市決定)

都市計画公園の変更（素案）

令和7年 月

飯 田 市

飯田都市計画公園の変更(飯田市決定)

都市計画公園中 3・3・2 号風越公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・2	風越公園	飯田市小伝馬町 1 丁目	約1.10ha	区域の変更

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

創造館の閉館に伴い、都市機能の集約化の推進を図るため、公園区域の一部を変更するものである。

変 更 理 由 書

<変更の経緯>

風越公園は中心市街地に位置しており、昭和53年6月に市民の慰楽に供する事を目的として都市計画決定され、昭和55年4月に供用を開始した公園である。

本公園の区域内には、長野県が文化施設として飯田創造館を設置しているが、令和4年10月、長野県から飯田創造館の閉館が公表され（長野県ファシリティマネジメントに基づく取組）、創造館跡地、及び駐車場の利用について閉館後の整備方針を検討することとなった。

整備方針を検討するなか、長野県警察本部から、飯田警察署の改築にあわせ、併設する形で南信運転免許センターの設置が表明された。南信免許センター設置のためには、現在の警察署敷地だけでは不足するため、隣接する風越公園の一部を敷地として利用することについて長野県警察本部と協議を開始し、公園の再整備方針と併せて検討することとした。

<再整備方針の検討>

現行の風越公園内には、複合遊具、多目的広場、展示広場、創造館、駐車場といった施設が整備されているが、創造館の廃止に伴い、関連する施設（展示広場、来館者用駐車場）もあわせて不要となる。それら跡地を利用した再整備にあたり、創造館跡地へ複合遊具を移設し、展示広場跡地へ多目的広場を整備する計画とすることで、公園機能として必要な施設は維持されることとなる。また、公園機能の維持だけでなく、緑地をできるだけ確保するとともに緑化駐車場や雨水浸透性舗装の園路にするなど、ストック効果が高まるよう、グリーンインフラの推進も図ることとする。

上記のとおり、現公園機能が維持されるよう再整備をすることで、現在有している機能が損なわれることはなく、また、都市公園の全市的な量的整備水準においても、目標値である市民1人当たりの敷地面積15㎡以上かつ市街地における市民1人当たりの敷地面積5㎡以上を確保できることから、当公園の面積を減ずることによる影響はないと判断した。

それらを踏まえ、飯田市と長野県警察本部の協議の結果、風越公園の一部を南信免許センターの敷地として利用する方針を決定した。

<都市公園法 第16条(都市公園の保存規定)について>

飯田市土地利用基本方針では、都市機能を適正に配置したコンパクトな都市づくりを推進することとしており、住みやすいまちづくりを目指して、効率的で機能集約されたコンパクトシティの形成を図ることを基本方針としている。

また、飯田市版立地適正化計画においても高次都市施設（主要な行政施設・行政機能）については、まちなかの暮らしやすさを向上させ、まちの活力を維持する観点、及び郊外への新規立地、移転を抑制するため、中心拠点（都市機能集積区域）における高次都市施設の維持、立地誘導を図ることとしている。

地域のニーズとしても、南信免許センターの設置は南信州地域の悲願となっており、地元の意見として飯田警察署の現地建替え及び南信免許センターの併設に関する要望をいただいている。

上位計画及び地域ニーズを踏まえ、警察署及び免許センターの郊外への移転を防ぎ、また中心拠点への行政施設の集約化を図るためにも、警察署及び免許センターとして風越公園の一部を利用することは、公園の機能を著しく阻害することなく、都市公園法第16条第1項における「公益上特別の必要がある場合」と解釈できるため、都市計画公園の変更を行うものである。

新旧対照表

(旧)

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・2	風越公園	飯田市小伝馬町1丁目	約1.80ha	

(新)

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
近隣公園	3・3・2	風越公園	飯田市小伝馬町1丁目	約1.10ha	区域の変更

都市計画の策定の経緯の概要

飯田都市計画公園の変更（飯田市決定）

3・3・2号 風越公園

事 項	時 期	備 考
地元説明会	令和 7年 2月 13日（木） 令和 7年 2月 18日（火） 令和 7年 2月 25日（火）	橋北地区（26名出席） 上郷地区（16名出席） 東野地区（4名出席）
長野県知事事前協議	令和 7年 3月 25日（火）	
長野県知事事前協議回答	令和 7年 5月 12日（月）	
市民意見募集 （パブリックコメント）	令和 7年 7月 1日（火）～ 令和 7年 7月 31日（木）	
公聴会開催の公告	令和 7年 8月上旬	以下予定
素案の閲覧	令和 7年 8月上旬～ 令和 7年 8月下旬	
公聴会 （都市計画法第16条第1項）	令和 7年 9月初旬（日）	
地域協議会	令和 7年 8月中旬 令和 7年 8月中旬 令和 7年 8月中旬	橋北地区 上郷地区 東野地区
計画案の縦覧公告 （都市計画法第17条第1項）	令和 7年 9月下旬	
計画案の縦覧 （都市計画法第17条第1項）	令和 7年 9月下旬～ 令和 7年 10月初旬	
長野県知事協議 （都市計画法第19条第3項）	令和 7年 9月中旬	
長野県知事協議回答	令和 7年 10月初旬	
飯田市都市計画審議会 （都市計画法第19条第1項）	令和 7年 10月中旬	
都市計画決定告示 （都市計画法第20条第1項）	令和 7年 10月下旬	

都市計画公園の経緯の概要

(3・3・2号 風越公園)

昭和 53年 6月 29日 都市計画決定（長野県告示第312号）

令和 7年 月 日 今回の都市計画変更

都市計画 市場									
都市計画		名称		位置		計画年度		備考	
区	市	町	村	支	地番	市道	年度	月	備考
1	飯	沼	野	野	市道	飯沼市飯沼市道	1952.10	10	12

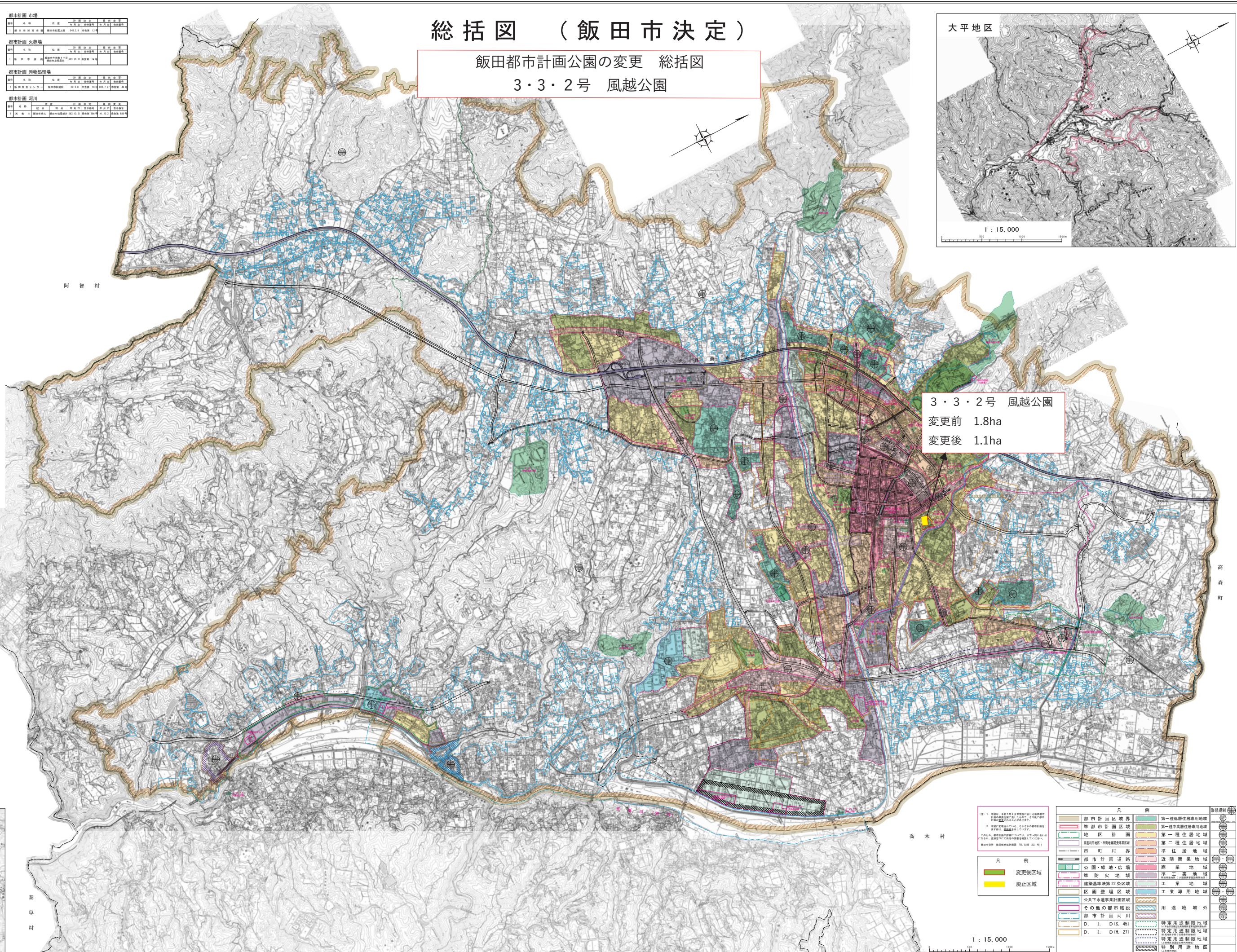
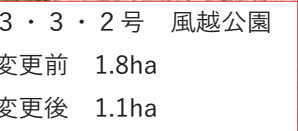
都市計画 火葬場									
都市計画		名称		位置		計画年度		備考	
区	市	町	村	支	地番	市道	年度	月	備考
1	飯	沼	市	市	飯沼市飯沼市道	飯沼市飯沼市道	1952.10	10	12

都市計画 汚物処理場									
都市計画		名称		位置		計画年度		備考	
区	市	町	村	支	地番	市道	年度	月	備考
1	飯	沼	市	市	飯沼市飯沼市道	飯沼市飯沼市道	1952.10	10	12

都市計画 河川									
都市計画		名称		位置		計画年度		備考	
区	市	町	村	支	地番	市道	年度	月	備考
1	飯	沼	市	市	飯沼市飯沼市道	飯沼市飯沼市道	1952.10	10	12



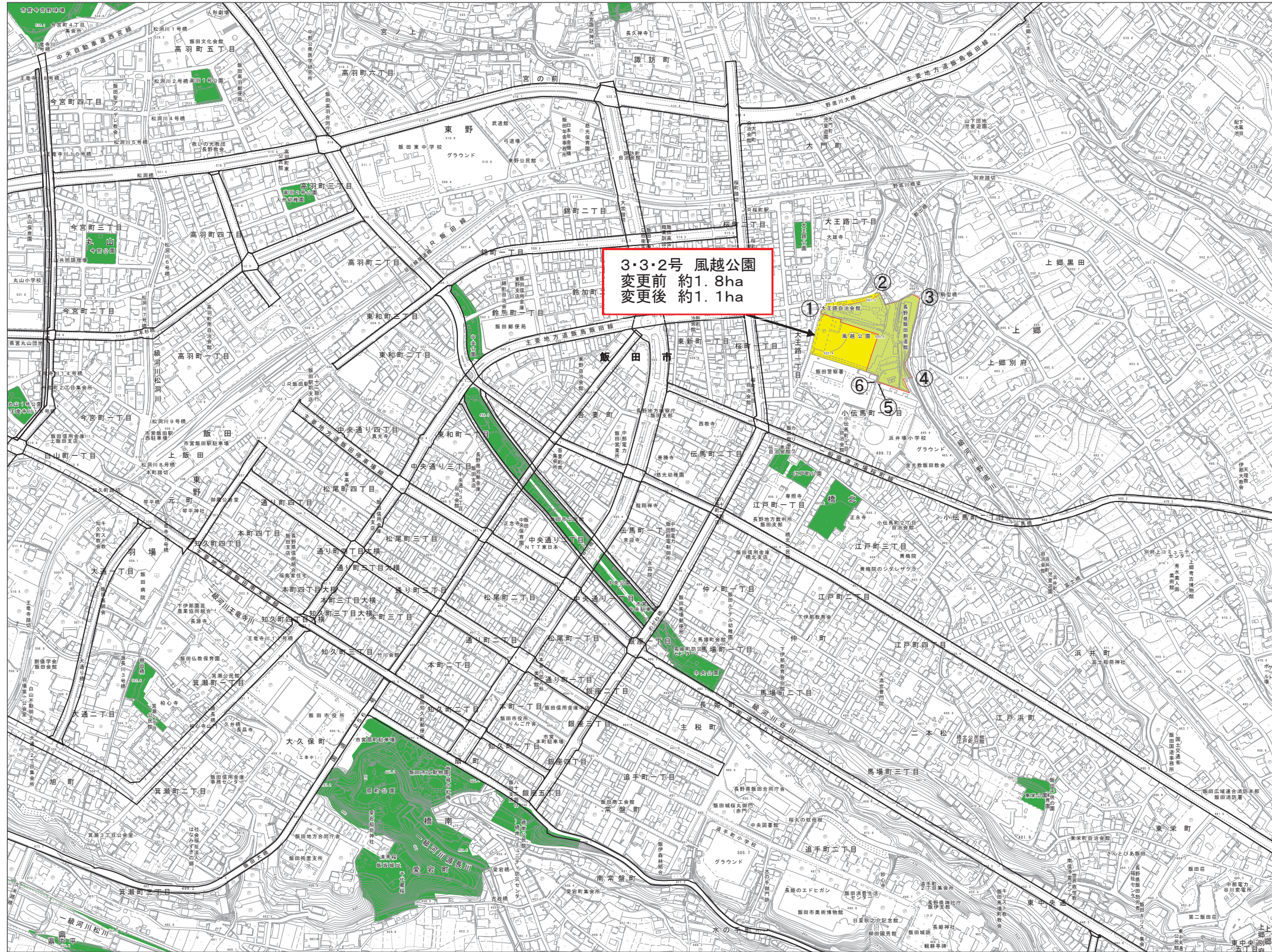
飯田都市計画公園の変更 総括図
3・3・2号 風越公園



凡 例		图例
	都市計画地区界	第一種低層住居専用地域
	準都市計画区域	第一種中高層住居専用地域
	地区計画	第一種住居地域
	農業利用地区、市街地農地等区域	第二種住居地域
	市町村界	準住居地域
	都市計画道路	近隣商業地域
	公園、緑地、広場	商業地域
	準防火地域	準工業地域
	建築基準法第22条区域	工業地域
	地区整理区域	工業専用地域
	公営下水道事業計画区域	
	その他の都市施設	用途地域外
	都市計画河川	
	D. 1. D(S.45)	特定用途制限地域
	D. 1. D(H.27)	特定用途制限地域
		特定用途制限地域
		特別用途地区

計画図（飯田市決定）

飯田都市計画公園の変更
（飯田市決定） 計画図
3・3・2号 風越公園
縮尺 1:2, 500



74-1	74-2	75-1
74-3	74-4	75-3
84-1	84-2	85-1

- 境界
- ①～② 道路界
 - ②～③ 地番界
 - ③～④ 河川区域界
 - ④～⑤ 地番界
 - ⑤～⑥ 直線
 - ⑥～① 地番界

- 凡例
- 変更後区域
 - 廃止区域
 - 都市計画公園
 - 都市計画道路

1:2,500

